

神戸市新規採用養護教員研修実施要綱

神戸市教育委員会

1 目的

新規採用養護教員研修は、養護教員の基礎的及び専門的知識・技能の向上を図るため、養護全般に関する基礎研修及び専門研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うことを目的とする。

2 研修の実施者

神戸市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）

3 研修の対象者

当該年度に採用された新規採用養護教員（勤務経験年数が1年に満たない養護教員も含む。）及び当該年度に新規採用養護教員研修を実施できなかった者（以下「新規採用養護教員等」という。）

4 研修計画

(1)市教育委員会は、新規採用養護教員研修に係る全体の研修計画（以下「研修計画」という。）を作成するものとする。

(2)研修計画の内容は、研修日時、研修内容とする。

5 研修実施期間

原則として、4月1日から翌年の3月31日迄の1年間に実施する。

6 研修の内容等

(1)新規採用養護教員等は、指導者を中心として、校園内において指導及び助言による研修（60時間程度）を受けるものとする。

(2)新規採用養護教員等は、校園外における研修を受けるものとする。

7 校園内研修実施計画の作成

(1)新規採用養護教員が所属する学校園（以下「関係校園」という。）長は、市教育委員会が作成する研修計画に基づき、当該校園の実状に配慮して「新規採用養護教員 校園内研修実施計画書（様式1）」を作成する。（市教育委員会への提出不要）

(2)研修実施計画は、校園外研修との関連に配慮して、校園内研修の項目及び時期その他必要な事項を定めるものとする。

8 実施協議会の設置

市教育委員会は、研修実施計画、実施の評価、その他実施上の諸課題について協議するため、毎年1月頃を目途に、新規採用養護教員研修実施協議会を設置する。

9 校園長・指導者連絡協議会の設置

市教育委員会は、新規採用養護教員研修を円滑に実施するため、校園長・指導者連絡協議会を設置する。（校園長連絡協議会は紙面開催とする）

10 指導者

指導者の資格、派遣先、派遣人数、職務内容は次のとおりとする。

(1) 資格

原則として養護教員の退職者で、指導者としての資質を有する者

(2) 派遣先

新規採用養護教員等が所属する学校園

(3) 派遣人数

新規採用養護教員等 1 人につき、指導者を 1 人派遣する。

(4) 職務内容

研修実施計画に従い、新規採用養護教員等に対して実務上必要な事項について指導及び助言を行うとともに、新規採用養護教員等の職務に関する種々の相談に応じる。

その他、新規採用養護教員研修に関し、関係校園長が必要と認める事項を行う。

11 校園内体制の整備

(1) 関係校園長は校園内体制を整備し、新規採用養護教員等が講義を受ける際は、業務に支障が生じないように配慮すること。

(2) 校園長、教頭、保健担当教諭（保健主事）等は、研修実施計画に従い、研修項目に応じて、新規採用養護教員等の指導を行い、新規採用養護教員等がその職務を遂行するにあたって必要な事項が修得されるよう配慮すること。

(3) 新規採用養護教員等は、学校保健執務に関する市教育委員会からの通知通達の内容を、指導者と漏れなく情報共有すること。

12 校園内研修記録の作成

新規採用養護教員等は研修終了後、「新規採用養護教員 校園内研修記録（様式 2）」を作成し、市教育委員会へ報告する。

13 執務記録の作成

指導者は研修終了後、「新規採用養護教員 校園内研修執務記録（様式 3）」を作成し、市教育委員会へ報告する。

附 則

この要綱は、平成11年 1 月25日から施行する。

この要綱は、平成13年 2 月 2 日から施行する。

この要綱は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。